

○財務省告示第三百七十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年十一月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第一百零八回、第一百二十回、第二百二十二回、第四百四十一回、第四百四十五回及び第四百四十七回）及び利付国庫債券（三十年）（第十回、第十五回、第十七回、第二十四回、第三十五回、第三十七回、第三十八回及び第四十一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五 募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。





十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十六年十一月十一日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第二十年八回)	二・〇%	平成六年四月二十二日	六十四億円
利付国庫債券 (第二十年十回)	一・六%	平成六年四月二十二日	七十一億円
利付国庫債券 (第二十年十二回)	一・八%	平成九年四月二十二日	円千三十三億
利付国庫債券 (第二十年十一回)	一・七%	平成十年四月二十四日	五百億円
利付国庫債券 (第二十年十五回)	一・七%	平成六年四月二十五日	八億円
利付国庫債券 (第二十年十七回)	一・六%	平成十年四月二十五日	千十二億円
利付国庫債券 (第三十年回)	一・一%	平成三年四月二十五日	一億円
利付国庫債券 (第三十年五回)	二・五%	平成六年四月二十六日	六十二億円
利付国庫債券 (第三十年七回)	二・四%	平成十年四月二十六日	三億円

（利付第三十年国库債券一回）	（利付第三十年国库債券一回）	（利付第三十年国库債券一回）	（利付第三十年国库債券一回）	（利付第三十年国库債券一回）
一・七%	一・八%	一・九%	二・〇%	二・五%
平成十年十月二十五日	平成九年三月二十五日	平成九年五月二十四日	平成九年五月二十三日	平成九年四月二十八日
四十九億円	六億円	五十八億円	百億円	二十七億円